

資料 18-1 (共通)	令和 6 年 3 月 22 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について（通知）

1 概要について

令和 4 年に成立した改正障害者総合支援法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）において、地域生活への移行を促進するための措置が拡充されることとなり、令和 6 年 4 月に施行されます。

精神保健福祉法が成立したことに伴い、精神保健福祉法第 29 条の 7 第 2 号及び第 4 号等に基づき、従前より地域援助事業者であった特定相談支援事業者等に加え、以下の事業を行う者が新たに地域援助事業者として位置づけられます。

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業（障害者相談支援事業）又は同条第 3 項各号に掲げる事業（地域生活支援拠点等）

②障害福祉サービス事業

2 地域援助事業者の役割

- (1) 地域援助事業者は、入院者が障害福祉サービス等を退院後円滑に利用できるよう、相談援助を行うこと。
- (2) 入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連絡調整等、連携を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有等に努めること。

3 関係通知

- ・「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」の発出について（事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001199848.pdf>

- ・措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について（障発 1127 第 7 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001177783.pdf>

【問合せ先】

精神保健福祉課 通報対応班

電話：043-238-9929